

たわらもとに住もう！

子育てをはじめとする、就農や住まい支援など様々な支援制度を用意しています

奈良県 田原本町（2024年6月6日現在）

住まいに関する支援

まち

新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資 利子補給制度

田原本町において供給または建設される民間分譲住宅を初めて購入するために民間機関の融資を受ける新婚世帯または子育て世帯を対象に、融資額の償還元金残高に対し、利子補給を行います。

要 件	・新婚世帯：婚姻の届の日から3年以内の世帯 ・子育て世帯：小学校6年生以下の子どもがいる世帯 ・住宅ローン契約締結日から6ヶ月を経過していないこと ・指定金融機関の住宅ローンを利用（償還残高2,000万円限度に対し、年0.3%以内（融資利率を上限）） ・田原本町が指定する居住誘導区域内の住宅（中古住宅の場合は町内全域） など
金 額	最長3年間 年間最大6万円

まち

田原本町中古住宅取得助成金

田原本町空き家バンクに登録されている町内の中古住宅を取得し、定住または利活用（地域貢献事業）される人に、予算の範囲において助成金を交付します。

要 件	・中古住宅を取得した日から6ヶ月を経過していないこと ・町内に定住する目的で中古住宅を取得し、住民基本台帳に基づく住民登録を行っていること ・町内にお住まいの人は賃貸住宅（一戸建て住宅等を除く）に該当する住宅であること ・町税等を滞納していないこと など
金 額	補助額 10万円

まち

木造住宅の無料耐震診断

平成12年5月31日以前に着工された一戸建て木造住宅に対し、耐震診断員を派遣し、無料で耐震診断を行います。

要 件	・町内にある一戸建て木造住宅 ・平成12年5月31日以前に着工されたもの ・町税等を滞納していないこと ・現に住宅の用に供している建築物 など
金 額	無料

まち

住宅精密耐震診断費補助金

一戸建て住宅に対して行う精密耐震診断について、その費用の一部を補助します。

要 件	・住宅（一戸建て住宅、共同住宅、長屋住宅、軽鉄造などの非木造住宅も対象、建築年問わず） ・町税等を滞納していないこと など
金 額	86,000円または耐震診断費の3分の2の額のいずれか低い額（補助金額の1,000円未満は切り捨て）

まち

耐震シェルター設置工事補助金

住宅に対し、耐震シェルターの設置工事を行った場合、その費用の一部を補助します。

要 件	・町内にある住宅 ・指定された耐震シェルターを設置する工事であること ・町税等を滞納していないこと など
金 額	耐震シェルター本体及びその設置にかかった費用の2分の1の額（上限20万円、補助金額の1,000円未満は切り捨て）

住まいに関する支援

まち ブロック塀等撤去費補助金

国道・県道・町道及び通園・通学のための道に面する安全性が確認できないブロック塀等の撤去工事に対して、その経費の一部を補助します。

要 件	・ブロック塀等（次に掲げる要件の全てを満たす部分に限る。）を撤去する、または高さを0.6m以下にする工事 ア）道路等に面して町内に設置されていること イ）道路等からの高さがブロック塀等と道路等の境界までの水平距離に0.6mを加えた高さ以上であること ウ）点検表1（様式第1号）または点検表2（様式第2号）による点検結果で、不適合が1項目以上あること ・町税等を滞納していないこと
金 額	撤去にかかった経費(10,000円/mを限度)の 2分の1 の額（上限10万円、補助金額の1,000円未満は切り捨て）

まち 木造住宅の耐震改修工事費補助金

平成12年5月31日以前に着工された耐震性が低い木造住宅について、耐震性を基準値より上げる工事を行った場合、その費用の一部を補助します。

要 件	・町内にある木造住宅 ・平成12年5月31日以前に着工されたもの ・現に居住し、又は居住しようとしている建築物 ・町が実施する耐震診断、またはそれと同等の耐震診断の結果、1.0未満と診断された住宅を1.0以上とする耐震改修工事、または、0.7未満と診断された住宅を0.7以上とする耐震改修工事 ・町税等を滞納していないこと など
金 額	100万円または補助対象経費の5分の4の額のいずれか低い額（補助金額の1,000円未満は切り捨て）

就農に関する支援

地産 高収益作物転換支援補助金

水田において、水稻栽培から高収益作物栽培に転換した農業者を支援します。

対 象	新たに高収益作物を作付けした新規就農者等
金 額	1回の申請につき10万円

地産 農業近代化資金利子補給金

対 象	町内に住所を有する農業者
要 件	農業近代化資金を借り受けること
金 額	貸付額の1,000分の10以内の額

地産 自給率向上対策事業補助金

食料自給率の向上を図るため、農産物を出荷販売する場合、補助を受けることができます。

対 象	田原本町地域農業再生協議会の名簿に登録された農業者
要 件	所定の申請をし、指定農産物を出荷販売すること
金 額	○推進作物（ナス、ホウレンソウ、トマト、イチゴ、花き）：5,000円／反 ○小麦、味噌いも：10,000円／反

地産 その他の就農支援

農業次世代人材投資事業（経営開始型）	50歳未満で独立自営就農し、就農地の人・農地プランに位置付けられるなど一定の要件を満たした新規就農者に最長5年間、年間最大150万円を交付（国の制度であるため、変更になる場合があります）
青年等就農資金	認定新規就農者が借り受けることができる無利子の資金

妊娠・出産・子育て支援

こども 子育て世代包括支援センター

妊娠期から出産・子育ての相談や必要な手続きの窓口がひとつに。助産師・保健師・保育士・発達相談員が常時窓口において、役場及び保健センターにおいて皆様の相談をお受けします。一人で悩まないでお気軽にご相談ください。

こども 妊婦歯科健診

対象	妊娠している人
内容等	むし歯、歯周病の検査（妊娠中1回） ※妊婦健康診査補助券と一緒に受診券を交付します。

こども 出産祝い品支給

対象	田原本町に住民登録をした子
内容等	対象者1人につき、下記の祝い品を支給。 ・紙おむつ、おしりふき

こども 妊婦健康診査費用補助

対象	田原本町に住民票のある妊婦
内容等	妊娠期の健康管理のため、適切な受診を勧めるとともに妊婦健康診査費用の一部を補助する。 ・1回の妊娠につき妊婦健康診査補助券（10万円分）を交付

こども 産婦健康診査費用補助

対象	田原本町に住民票のある産後おおむね1か月までの産婦
内容等	産後間もない時期の異常の早期発見や心身の健康管理のため、産婦健康診査の受診を勧めるとともに、受診に係る費用の一部を助成する。 ・1回の出産につき2回まで ・1回の産婦健康診査につき上限5,000円まで（上限に満たない時はその額） 妊婦健康診査補助券と合わせて受診券を交付

こども 多胎妊婦健診費用補助

対象	田原本町に住民票のある多胎妊婦
内容等	多胎妊婦の妊婦健康診査に係る費用の一部を補助する。15回目以降の妊婦健康診査に係る費用について申請により25,000円を上限に補助する。

企財 タワラモトンタクシー利用料金助成制度

対象	①妊娠している人、未就学児、70歳以上の人 ②身体障害者手帳（1級、2級）・療育手帳（A1、A2）をもっている人など
内容等	町内での利用または町内を出発・到着する便について、町内タクシー会社で利用できる初乗り運賃助成チケットを年間①24枚、②12枚配布。 ○利用可能時間 妊娠している人：制限なし 妊娠している人以外：営業開始～20:00

こども 新生児聴覚検査費用の一部助成

出産後に産科医療機関等で実施する新生児聴覚検査費用の一部を助成します。

対象	生後28日以内に新生児聴覚検査（自動ABR検査またはOAE検査）を受けた子どもの保護者
内容等	自動ABR上限額4,000円または、OAE上限額1,500円（新生児1人につき、1回） ※当該聴覚検査費用の額がそれぞれ上限に満たない場合は、その額となります。 ※妊婦健康診査補助券と一緒に受診券を交付します。

こども 伴走型相談支援 たわらもTONTON♪ギフト （出産子育て応援給付金）

対象	田原本町に住民票のある妊産婦
内容等	安心して出産や子育てができるよう、妊娠期から子育て期間を通して相談支援を行っている。また、出産育児における経済的負担の軽減を図るため、経済的支援を行っている。 妊娠届出時に50,000円 出産時に出生時1人につき50,000円 （妊娠届出時及び出産後に面談が必要）

こども 育児支援ヘルパー派遣

対象	田原本町に住民票のある方、妊娠届出から出産までの妊婦、産後1年未満の母親、親族等から家事又は育児支援を受けることができない方（両親ともに育休の場合は対象外）
内容等	申請すると32時間利用できる。32時間以上申請する方は要件別途あり ○サービス内容：家事支援、育児支援等 ○利用可能時間・日数：平日の月～金曜日 9:00～17:00の間。1回2時間以内、週2回以内。 ○利用料金：1時間400円（減免措置あり）

妊娠・出産・子育て支援

こども

産後ケア

対象	田原本町に住民票のある産後1年未満の産婦とその乳児
内容等	・町が契約した助産院や病院で、健康や育児に関する相談・育児サポート・乳房ケアなどのサービスを受けることができる。（事前申請が必要） 【サービス内容】 ・デイサービスA（2時間・乳房ケア） ・デイサービスB（4時間） ・デイサービスC（6時間） ・デイサービスD（8時間） ・ショートステイ（宿泊型） 【実施場所】心友助産院、芽愛助産院、産後ケアホーム meito、高井病院 1回の出産につき7回まで（ショートステイは1泊で2回分） 【利用料】 ●助産院 ・デイサービスA 550円 ・デイサービスB 1,250円 ・デイサービスC 1,750円 ・デイサービスD 2,250円 ・ショートステイ 5,750円 ●高井病院 ・デイサービスC 750円 ・ショートステイ 3,050円 （非課税世帯・生活保護世帯・多胎の場合は減免あり）

こども

健幸スマイルスタジオ

対象	【対面スタジオ】 産後2か月～2年までの母親 【オンラインスタジオ】 妊娠16週～就学前までの母親
内容等	妊娠中から産後の母親のマイナートラブル予防や軽減を図る体操、バランスボールを使った有酸素運動の紹介など ○実施日： 【対面スタジオ】毎月1回 【オンラインスタジオ】毎週2回(月～土曜日までのお好きなプログラムを選んで参加できます) ○実施時間：【対面スタジオ】10：00～11：30（90分） 【オンラインスタジオ】各プログラムによって異なる（30分もしくは60分） ○定員：【対面スタジオ】15名 【オンラインスタジオ】80名 ○場所：【対面スタジオ】保健センター 【オンラインスタジオ】自宅 ○利用料：月額550円(税込) 【無料体験】 対面スタジオ：各プログラム1回、最大3回まで オンラインスタジオ：1回まで

子育てに関する支援

こども

給食費（副食費）の無償化

対象者	田原本町に住所を有する幼稚園・保育所・認定こども園に在籍する3歳児～5歳児
内容等	国が定める副食費免除対象者に該当しない人にも対象範囲を拡大して副食費を無償化。 ○助成額（上限額） ・町立幼稚園：1食あたり185円 ・町立認定こども園：1食あたり185円 ・上記以外の幼稚園、保育所、認定こども園：月額5,100円

こども

町立幼稚園の預かり保育の無償化

対象者	町立幼稚園または町立認定こども園（1号認定子ども）に在籍し、保育の必要性の認定を受けた子ども
内容等	○実施期間 平日：教育課程終了後～16:30 長期休業期間：8:30～16:30 ○利用料 平日：250円 長期休業期間：午前350円、午後350円、終日700円 ※保育認定者は月ごとに450円×利用日数を上限(最大11,300円まで)に無償化の対象となります。

子育てに関する支援

こども 第2子保育料の無償化

対象	田原本町に住所を有する保育所・認定こども園に在籍する0歳児～2歳児
内容等	世帯における就学前の子どもの人数に応じて、第2子の保育料を無償化。

こども 延長保育料の一部助成

対象	田原本町に住所を有する町内の保育所、小規模保育所に在籍する標準時間保育認定を受けた子ども
内容等	○対象時間：18:00～18:30 ○助成額：1人1日あたり300円上限

こども 子育て支援者確保事業 産後ドゥーラ確保事業

対象者	町の母子保健事業に従事するため産前産後の妊産婦への専門支援を行う産後ドゥーラの認定資格を取得した人
内容等	産後ドゥーラの認定資格を取得するのに要した費用の一部を助成します。 金額 産後ドゥーラの認定資格を得た人に7万円を助成

こども 赤ちゃん体操教室

対象	①らっこクラス：生後5ヶ月までの乳児と保護者 ②こあらクラス：生後5ヶ月～ハイハイするまでの乳児と保護者
内容等	赤ちゃん向けの遊びを中心とした体操の紹介など ○実施日：各クラス毎月1回 ○実施時間：第1部 9:30～10:30 第2部 10:30～11:30 ○定員：各クラス10組 ○場所：保健センター

こども 地域子育て支援拠点、まちの駅での紙おむつ提供事業

対象	子育てひろば、まちの駅を利用する保護者
内容等	子育てひろば、まちの駅利用の際に、おむつ替えが必要になった人が利用できるように紙おむつとおしりふきを用意しています。

こども 子育て支援者応援事業

対象者	町内の子育て支援施設で就労する人で、扶養する子が保育所・学童保育所を利用する人
内容等	扶養する保護者が負担する保育料、学童保育料を就労状況等に応じて助成します。(保育士除く) ※別事業として処遇改善(給与加算)の予定 町内在住：就労状況により全額または、2分の1助成 町外在住：就労状況により2分の1または4分の1助成

こども 放課後児童クラブ（学童保育）

対象	町立小学校に在籍する児童
内容等	保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生の育成・指導のため、遊びを主とする生活の習慣を養うことを目的に実施しています。 ○開所日・時間 月～金曜日：放課後～19:00 学校休業日：8:00～19:00 ○保育料：月額4,300円（2人目以降半額） ※おやつ代、保育材料代、保険代が別途必要

こども 学童保育サッカー教室

対象	学童保育を利用している児童
内容等	JFL所属の奈良クラブの選手・スタッフによるサッカー指導を通じて、サッカー技術、集団行動を学ぶと同時に、健康的な身体と精神を育み、多くの仲間を作ることが目的に実施しています。 ○実施日：学童保育所開所日のうち毎月3回程度 ○実施場所：各小学校運動場

こども 子育てひろば

対象	町内在住の概ね3歳未満の幼児と保護者
内容等	子育て中の親子が気軽に集い、自由に交流できる場所として下記のひろばを開催しています。（予約制） ①子育てひろば ・開催日：毎週月～日曜日（祝日、年末年始を除く） ・開催時間：10:00～12:30・13:00～15:30 ・開催場所：トモルテたわらもと2階 ②出張子育てひろば ・開催日：毎週木曜日（祝日、年末年始を除く） ・開催時間：10:00～12:00・13:00～15:00 ・開催場所：九品寺自治会館 ③はぴすまひろば ・開催：毎週月・水・金曜日（祝日、年末年始を除く） ・開催時間：10:00～12:00・13:00～15:00 ・開催場所：社会福祉協議会2階

子育てに関する支援

生涯

学習支援事業

対象者	町内在住の小・中学生
内容等	町内在住の小・中学生を対象に放課後などに学習支援や、文化、スポーツ教室などを実施します。 ・学習支援教室 ・陶芸教室 ・茶道教室 ・いけばな教室 ・書き方教室 ・理科教室 ・プログラミング教室 ・能楽太鼓教室 ・体操教室 ・野球教室 ・ドッジボール教室 ・卓球教室 など

医療に関する支援

保医

子ども医療費助成制度

対象者	田原本町に住所を有する乳幼児（0歳から義務教育就学前）及び小学生、中学生、高校生世代を養育する人
内容等	医療費（通院・入院）の一部を助成 通院・14日未満の入院の場合→レセプトごとに500円を差し引いた額 14日以上入院の場合→レセプトごとに1,000円を差し引いた額 ※レセプト→1か月、1医療機関、入院・外来別、歯科・歯科以外の診療科ごと

保医

ひとり親家庭等医療費助成制度

対象者	配偶者のない者であって、18歳未満の児童を扶養している者、およびその児童 等
内容等	医療費（通院・入院）の一部を助成 通院・14日未満の入院の場合→レセプトごとに500円を差し引いた額 14日以上入院の場合→レセプトごとに1,000円を差し引いた額 ※レセプト→1か月、1医療機関、入院・外来別、歯科・歯科以外の診療科ごと

お問合せ先

まち

まちづくり建設課

☎0744-34-2085

地産

地域産業推進課

☎0744-34-2080

企財

企画財政課

☎0744-34-2083

こども

こども未来課

☎0744-33-9095（総合相談係）
☎0744-33-9035（子育て相談係）
☎0744-33-9036（こども支援係）

保医

保険医療課

☎0744-34-2095／☎0744-34-2096

生涯

生涯教育課

☎0744-32-6193